

議会基本条例の検証

～市民に信頼される開かれた議会を目指して～

1 経緯

平成22年6月に議会基本条例を制定しました。4年後の平成26年にこの条例の達成状況について1回目の検証を行い、今回、平成30年度当初より2回目の検証に取り組みました。

2 検証経過

4月より議会運営委員会を7回開催し、条文ごとに達成度や現状及び課題を確認する検証シートを作成して、改善すべき項目を洗い出し、その対応策について協議を重ねてきました。

3 検証結果

改正が必要となった条文は、12月議会で改正案を提出し、全会一致で可決しました。

①加西市議会基本条例の改正

条項	改正前	改正後
(議員の活動原則) 第5条第2項	議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を尊重しなければなりません。	議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を尊重します。
(市民参加及び情報公開) 第6条第2項	議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信に努めます。	議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信します。
(議決事項の追加) 第11条	(5) 障害福祉計画	(5) 障害福祉計画・障害児福祉計画
(議員の政治倫理) 第18条第1項	議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。	議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動します。
(見直し手続) 第22条第1項	議会は、一般選挙を経た任期3年経過後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。	議会は、一般選挙を経た任期2年経過後に、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。

②加西市議会委員会条例の改正

(常任委員の所属)：議会基本条例第4条、委員会の活動原則の検証による見直し(次ページ参照)

(傍聴の取扱)：議会基本条例第6条、委員会の情報公開の検証による見直し

条項	改正前	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及び所管) 第2条第2項	常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。ただし、総務委員会及び建設経済厚生委員会の所管は、予算決算委員会の所管する事項を除く。 (3) 予算決算委員会 15人 一般会計の予算及び決算に関する事項
(傍聴の取扱) 第16条第2項	委員会は議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。	委員会は、原則として公開する。

③加西市議会会議規則の改正……議会基本条例第9条第2項、一問一答方式の検証による見直し

条項	改正前	改正後
(質疑の回数) 第56条	質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を越えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りでない。	質疑の回数は、制限しない。ただし、議長は、必要があると認めるときは、回数を制限することができる。